

仕様書

1 件名

京都市立芸術大学堀場信吉記念ホール照明設備の調達

2 履行期限

令和8年12月28日

3 履行場所

京都市立芸術大学 A 棟 堀場信吉記念ホール
(京都市下京区下之町57番地の1)

4 調達物品の要件

物品の調達要件(品名、数量及び条件等)は別紙1から別紙2のとおりとし、物品は全て新品かつ未使用であること。

5 納入

各物品の動作確認を行うこと。

保証書等がある場合は、紛失等が無いよう整理して納品すること。

納入に際しては十分に養生を行い、梱包資材等は適切に処分すること。

他の施設利用者の妨げとならないよう、動線には十分配慮すること。

建物の施設、設備に汚染、損傷を与えた場合は、本学に連絡し、指示を受け、受注者の負担において原状に復すこと。

6 納入作業に係る体制

納入作業に係る時間帯は、原則として平日9時から17時までとする。万が一休日の作業が必要となる場合、本学と事前に協議すること。

受注者は作業に従事する際、常に身分証明書を携行すること。本学は、受注者の作業に際し身分証明書の提示を求めることがある。

7 検査

動作確認まで完了した後に本学に引き渡すこと。

引き渡し後、本学による検査を実施することとし、検査に合格した時に納入が完了したものとする。

8 操作説明

受注者は、本学に対し操作説明を実施すること。

9 保証

初期動作不良を確認した場合は、初期不良の無い製品に交換するなど直ちに適切な対応を実施すること。

納入後1年間は保証期間として、メンテナンスなど十分に対応し、不具合の発生時は迅速な処置を行うこと。ただし、メーカーの保証期間が1年を超える場合は、メーカーの保証期間に従うこと。

10 権利の帰属

本契約に関して受注者が作成したドキュメント類等の成果物の著作権その他の権利については、その納入をもって本学へ移転するものとする。なお、既製のソフトウェア類については、各製品の使用許諾条件に従うものとする。

11 支払条件

本学の検収完了後、受注者による適法な請求書に基づき、検収月の翌月末日に振込により支払う。

12 損害賠償

受注者は、仕様書及び契約書に反し本学に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。賠償すべき金額は、本学と受注者が協議して決定する。

13 特記事項

本契約の締結に際しては以下の条件を遵守すること。

(1) 履行計画

受注者は、本業務の履行に着手する前に、日程及び履行方法について本学に届け出て、その承認を得なければならない。本業務の内容が変更された場合又は日程若しくは履行方法を変更しようとする場合も同様とする。

(2) 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行中及び業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、本業務の処理上知り得た情報（個人情報を含む。）及び秘密を他人に漏らしてはならない。

(3) 目的外使用の禁止

受注者は、契約目的物、本業務の履行に関し作成された小型記録媒体及びその他の媒体に記録された情報（以下「データ」という。）を本業務の履行以外の用途に使

用してはならない。

(4) 複写、複製及び第三者提供の禁止

受注者は、契約目的物及びデータを複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、本学の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

(5) 再委託等の禁止

受注者は、業務の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本学の承諾を得た場合は、この限りでない。

(6) データ等の適正な管理

ア 受注者は、データや本学に提出する書類及びその他業務の遂行に必要となる書類（以下「関連書類」という。）の管理に当たっては、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん及び盗難等を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。

イ 受注者は、データ及び関連書類の輸送・搬入出を自ら行うものとし、第三者に行わせてはならない。ただし、本学の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

ウ 受注者は、データ及び関連書類の全部又は一部を漏えい、滅失、き損、紛失及び改ざんし、又は盗難等に遭ったときは、本学の指定するところにより代品を納め、損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を賠償し、又は原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を賠償しなければならない。

(7) データ等の廃棄

ア 受注者は、本業務の内容が変更されたとき又はこの契約が解除されたときは、本学の指示に従って、データ及び関連書類を廃棄しなければならない。

イ 受注者は、本業務の履行に伴い生ずるデータのファイルについては、直ちに廃棄しなければならない。ただし、本学の指示がある場合はこの限りでない。

ウ 前2項に定めるデータ等の廃棄は、当該データ等が第三者の利用に供されることのないように、焼却、シュレッダー等による裁断、消去等の方法により行わなければならない。

(8) 監督

本学は、必要があると認める場合に、データ及び関連書類の管理の状況並びに本業務の履行状況について、いつでも受注者に対して報告を求め、受注者の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

(9) 事故の発生の通知

受注者は、当該契約目的物やデータ、関連書類について、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん及び盗難等の事故が生じたときは、直ちに本学に通知しその指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。

(10) その他

本書に記載のないものについては、適宜本学と調整すること。

1 4 疑義

受注者は、仕様書等に関し疑義がある場合、契約以前に本学の説明を受け、又は協議しておくこと。

受注者は、契約締結後に疑義がある場合、原則として本学の解釈に従うこと。